

## 「ニセコ町自治創生総合戦略」のフォローアップ方法（案）

### ＜特に議論いただきたい点＞

1. 「事業実績書」には、総合戦略のフォローアップに必要な情報が網羅されているか
2. 今後、「事業実績書」の書き方は、どのような点を工夫・配慮すべきか
3. 地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）事業の検証結果は、客観的に妥当であるか

### 1. 「ニセコ町自治創生総合戦略」のフォローアップ

「ニセコ町自治創生総合戦略」（以下「総合戦略」という。）【別添参照】の内容も踏まえた、フォローアップの具体的な方法を示す。

#### （1）事業実績書の活用による検証

- ニセコ町が実施している各事業については、実施した事業の成果などを検証する資料として、毎年度、「事業実績書」を作成しており、事業概要、事業実績・成果・評価などを、課題・改善点などとともに取りまとめている。
- 「事業実績書」は、全て公開文書として個人情報の取扱い及び文章表現に配慮されている。
- 総合戦略のフォローアップでも、**総合戦略に位置つけた事業の「事業実績書」を有効利用して検証する**。「事業実績書」から必要部分を抜き出すことを基本としながら、ニセコ町自治創生協議会（以下「協議会」という。）用の資料として作成する。
- 総合戦略の施策・事業と、「事業実績書」の事業単位が、完全一致しない場合があるため、「事業実績書」自体を配布するのではなく、「事業実績書」の必要部分を転記して協議会資料を作成する方針で検討する。
- 「事業実績書」を作成していない事業（新規事業、補正予算、町予算を伴わない民間事業など）については、当該事業について、「事業実績書」に相当する情報を新たに作成する必要が生じる。

#### （2）数値目標の把握・検証

- 「事業実績書」には、総合戦略に位置つけた数値目標までは記載されていない。

- 総合戦略で数値目標を位置づけた指標の進捗については、**「事業実績書」とは別に数値を把握する**作業も生じる。把握した数値は、協議会の場に示して検証する。

### (3) 検証結果の反映

- フォローアップは、検証のやりっぱなしでは意味がない。総合戦略には、総合計画に位置づけた施策のうち、人口減少社会を迎えるにあたっての二セコ町の課題に対応して重点化すべき具体的施策を位置づけていることを踏まえると、（事業の批判や廃止ではなく）地域が一丸となって“事業を育てる”姿勢を持ち、検証結果を事業に反映することが初めて機能するものである。
- 協議会での検証結果は、企画環境課から各担当係にフィードバックする。
- **各担当係は**、協議会での検証結果を踏まえ、自治創生以外の政策目的についても総合的に勘案しながら、**事業内容への反映を図る**。また、「事業計画書」及び「事業実績書」は、反映結果についても判別できるように作成する。

## 2. 「国の地方創生交付金を活用した事業」のフォローアップ

地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）、地方創生加速化交付金又は地方創生推進交付金を活用した事業については、**各交付金の制度要綱などに基づき**、以下の内容によるフォローアップを行う。

### <制度要綱などに基づくフォローアップ（概要）>

- ① 交付金の実施計画には、**「個々の事業ごとの重要業績評価指標及び目標年月」**及び**「効果検証の方法、時期及び体制」**を予め定めている。
- ② 事業終了後、事業実施に伴う効果について、**実施計画に設定した重要業績評価指標の達成度合いから検証**する。
- ③ 事業実施に伴う効果について、検証に必要な体制を整備する。評価の実施に当たっては、学識経験者などの第三者の意見を求め、又は地方公共団体独自の評価制度を活用するなどにより、**評価の透明性、客観性及び公正性を確保するように努める**。
- ④ 事業実施報告及び事業効果検証の結果については、**内閣総理大臣に報告**する。
- ⑤ 必要に応じて、当該**事業の見直し**を行う。

平成 28 年度のフォローアップ対象は、平成 27 年度に地域活性化・地域住民生活等緊

急支援交付金（地方創生先行型）を活用した事業となる。【別紙参照】

具体的なフォローアップの方法は、「1. 「ニセコ町自治創生総合戦略」のフォローアップ」に準じて、「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）に係る事業実施結果報告」（国提出様式）及び「事業実績書」から検証する。

### 3. フォローアップにおいて特に重点的に議論すべき点

総合戦略に位置づけた事業は、進捗状況に応じて、以下のように分類できる。  
分類に応じて、フォローアップにおいて特に重点的に議論すべき点が異なることに留意する。

#### <事業の進捗状況の分類>

- |         |                                 |
|---------|---------------------------------|
| ① 構 想 中 | 構想（取組内容、事業推進主体、財源などの検討の方向性）の検討中 |
| ② 着手済み  | 構想が定まり、実現に向けて具体的な検討に着手している      |
| ③ 完 了   | 具体的な検討が済んで、「既存」と同じ状況に達した        |
| ④ 既 存   | 総合戦略策定前から実施している（役場の継続事業など）      |

#### （1）①構想中 / ②着手済み

- ・事業推進主体
- ・財源（自主財源、国の助成、企業版ふるさと納税、金融機関のメニュー活用など）
- ・事業採算性の成り立つ事業スキーム
- ・町内の合意形成 など

#### （2）③完了 / ④既存

- ・「事業実施時の問題点・検討課題」への対応方法
- ・「事業実績・成果・評価」の妥当性（検証結果の客観性）
- ・自主財源による事業スキーム
- ・数値目標を達成できていない場合、理由の分析
- ・数値目標の妥当性（必要に応じて、数値目標自体の見直し） など

## 4. フォローアップを進めながら生じうる論点

### (1) 担い手と予算の見通し

- 町民意見で挙げられた事業のうち、①事業の担い手確保に調整を要する事業や、②予算がないと進みにくい事業は、町財政などの状況の変化によっては、総合戦略への位置づけの有無によらず、実際に事業が進まなくなるおそれがある。
- また、担い手や予算を鑑みた結果、総合戦略に位置づけられなかった事業もある。
- まず、事業推進主体となる担い手を確保するとともに、どのように事業採算性が成り立つ事業にして、将来は自立させるかが課題となる。

#### ① 事業の担い手確保に調整を要する事業（例）

- ・ニセコエリアの二次交通の確保
- ・結婚の出会いの場づくり（ニセコアウトドア街コンなど）
- ・地域ボランティアとの連携などによる担い手の確保  
（※安全・安心な子どもの居場所の確保）
- ・まちづくりを考え行動する町民主体の団体の立ち上げ

#### ② 予算がないと進みにくい事業（例）

- ・公営住宅の整備とストックマネジメント
- ・重点道の駅「ニセコビュープラザ」の機能のさらなる充実
- ・文化・芸術施設（有島記念館）の充実
- ・子どものスキーリフト利用補助
- ・スポーツ教室（アスリート訪問事業）

## **(2) PDCA サイクルによるフォローアップ方法の確立**

- ニセコ町は、PDCA サイクルによる政策・事業評価結果を、事業の優先順位や町予算編成に反映する方法が確立していない。
- まずは、総合戦略の PDCA サイクルによるフォローアップ方法自体を確立する必要があり、(特に初回の平成 28 年度は) 手探りの状態 (= 走りながら考える) が見込まれる。
- なお、自治創生以外の本来目的があって実施している事業については、自治創生のフォローアップの結果以外の要素も勘案して、事業の優先順位を検討する必要がある。

## **(3) 数値目標の妥当性**

- 総合戦略の「基本目標」→「基本目標が目指す姿」→「数値目標」、「具体的施策」→「施策が目指す姿」→「数値目標」のロジックが、必ずしも完全に整合が取れているわけではない。
- 数値目標を立てる指標を選び、これから実績値を把握して考えるという仕組みが作られたこと自体が、総合戦略の意義の一つである。
- 今後、総合戦略のフォローアップで実際に各指標の実績値を収集・整理しながら、実績値を把握する指標の種類や、数値目標自体の妥当性についても、必要に応じて議論の対象となる。

## 地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）事業

No	事業名	内容
1	ニセコ町総合戦略策定事業	・「ニセコ町自治創生総合戦略」の策定に必要となる専門的な調査などを実施する。
2	ニセコ町農業推進振興事業	・品質の高い地元農産物の消費拡大を目的とした販売促進 PR により、地域産業の育成を図る。 ・地元農産物の普及拡大 PR 策として、子育て世帯、婚姻世帯、転入世帯へ地元産米を配付する。
3	活力ある商工業育成支援事業	・ニセコ町内で新規又は業種転換により小売業や飲食店などを開業する事業者に対して、工事費用・設備投資の助成を行う。（補助率 1/3、上限 150 万円）
4	魅力ある観光地づくり事業	・町内観光名所などを周遊する移動手段として、丘陵地が多い地形を配慮し、電動アシスト付自転車及び電動原付を導入する。
5	移住交流 PR 推進事業	・都市圏で開催される移住・交流フェアへの出展などにより、都市住民にニセコ町の魅力や環境について伝え、ニセコ町への移住・ニ地域居住・長期滞在を促進する。
6	地域スポーツふれあい推進事業	・スポーツの視点から子育て世帯に助成しながら、将来的に地元根ざす人材の素地を作る。 ・良質のパウダースノーを誇る地域特性を多くの小中高生が実感できるよう、費用負担が大きいウィンタースポーツへの助成を行うとともに、各種競技で実績を持つ方から高い技術やスポーツの楽しさなどを学ぶ場を創設する。
7	ニセコエリア総合観光情報発信事業	・ニセコ観光圏内の観光拠点にデジタルサイネージを設置し、多言語化対応の広域的・総合的な観光情報発信をすることで、訪日外国人観光客の利便性・安全性を向上させ、エリア内での消費拡大を図る。

## 「ニセコ町自治創生総合戦略」（フォローアップ関係抜粋）

### （p.12）（人口ビジョンの位置づけ）

なお、総合戦略は、今後、総合戦略に基づく自治創生の取組を着実に成果につなげるため、総合戦略のフォローアップを行い、フォローアップ結果や状況変化などに応じて＜具体的施策＞などを見直すなど、“生きた総合戦略”として、柔軟に改訂することができる運用とする。

総合戦略のフォローアップを進める中で、より妥当な最新の客観的データなどが得られた場合は、それらに基づいて人口分析結果を検証した上で、人口ビジョンの将来人口推計について見直すこともできる。

### （p.60～62）（自治創生の推進）

ニセコ町の自治創生を着実に推進し、成果につなげられるよう、以下に示す推進体制を構築するとともに、PDCA サイクルによる総合戦略のフォローアップを行うものとする。

#### （1）推進体制

##### （推進組織）

- 自治創生の推進に係る総合的な検討の場として、**ニセコ町自治創生協議会（町民と産業界・行政機関・大学・金融機関・労働団体・言論界（産官学金労言）で構成）**（以下「協議会」という。）を置く。
- 協議会の委員には、まちづくり基本条例第 31 条（審議会等の参加及び構成）の規定に基づき、町民委員（公募）を含むものとする。また、総合戦略の効果検証などの妥当性・客観性を担保するため、外部有識者を含むものとする。
- なお、総合戦略は、創生法第 10 条の規定に基づき、北海道が同法第 9 条に基づく都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略として定めた「北海道創生総合戦略」（平成 27 年 10 月、北海道）を勘案して定めるよう努めなければならない。このため、協議会への北海道後志総合振興局のオブザーバー参画などにより、**「北海道創生総合戦略」を勘案**するよう努めるものとする。

- ニセコ町役場内の推進組織として、ニセコ町自治創生推進本部会議（本部長：町長、副本部長：副町長、本部長：課長など）を置き、自治創生に関する施策を全庁的に推進する。
- 各推進組織の検討内容などの動向に応じて、協議会に委員として参画していない関係者の意見についても収集・反映していく。
- 住民自治の趣旨を踏まえ、協議会とは別に、町民主導による、より地元根差した推進組織の立ち上げと連携についても検討する。

（町民意見の収集・反映）

- ニセコ町は、まちづくり基本条例に基づき、「住むことが誇りに思えるまち」を目指し、町民の「自治」を基本としたまちづくりを実践してきた。「自治創生」においても、同条例に基づくまちづくりの実践を基本として、多様なアプローチをかけて町民と連携し、町民意見の収集・反映を特に丁寧に進めていく。
- 協議会への町民委員（公募）の参画に限らず、まちづくり町民講座や意見交換会（町民参加型の場）、アンケート・ヒアリング調査などの機会を積極的に設ける。特に、町民参加型の場については、様々な属性（国籍、民族、年齢、性別、心身の状況、社会的又は経済的環境など）の町民が参加して多種多様な意見を収集できるよう、継続的に企画内容の工夫に努める。
- 町民から選ばれた公職者であるニセコ町議会議員との意見交換の機会についても、積極的に設ける。

（町外との交流・連携・ネットワークの活用）

- 協議会への外部有識者の参画だけでなく、自治創生の取組内容を報道機関や町外にも積極的に発信して、その結果や反響として得られた意見を収集・反映することにより、町外の客観的な外部の目線を取り入れながら自治創生を進める。
- 町外の地方創生の最先端の事例についても積極的に収集・反映することで、より客観性のある質の高い自治創生を実現する。

## (2) PDCA サイクルによるフォローアップ

- 総合戦略の推進にあたっては、**主権者たる町民一人ひとりが、まちづくりを自分事として考える必要がある**。総合戦略は、ニセコ町役場だけのものではなく、**ニセコ町全体が自治創生の推進主体**である。ニセコ町役場に限らず、町民や関係機関の連携により自治創生を推進するものとする。
- 総合戦略の策定だけで終わらず、総合戦略に基づく自治創生の取組を着実に推進するため、総合戦略のフォローアップを行う。また、フォローアップを介して、**町民や関係機関などの担い手との連携体制を継続的に強化**していく。
- フォローアップは、総合戦略で設定した数値目標を元に、**実施した施策・事業の進捗状況や効果の客観的な検証を毎年行い、改善を図る PDCA サイクル**により行う。
- 総合戦略は、**フォローアップ結果や状況変化などに応じて具体的施策などを見直す**など、“**生きた総合戦略**”として柔軟に改訂することができる運用とする。
- **ニセコ町全体で連携して、総合戦略に位置づけた施策・事業を磨いていく仕組みが PDCA サイクルによるフォローアップ**である。フォローアップの結果、数値目標と比較して進捗状況や効果が確認できない施策・事業があれば、**当該施策・事業の廃止を含めた改善・見直しを検討**するとともに、事業の優先度や費用対効果などを勘案した上、**町予算にも反映**していく。
- なお、進捗状況や効果については、数値目標の達成状況だけでなく、**総合戦略の推進によって町が目指す姿に近づいているか**についても念頭に置いて検証する必要がある。これにより、数値目標自体の妥当性についても検証することが可能となる。
- 総合戦略のフォローアップ結果は、検討過程とともに公表する。また、総合戦略を変更したときは、創生法第 10 条第 3 項の規定を踏まえ、遅滞なく公表するものとする。
- 地方創生に係る国の交付金を活用して実施した施策・事業については、各交付金の交付要綱などの規定に基づき、数値目標の達成状況などを検証するとともに、検証結果を国に報告する。

表 フォローアップの年間スケジュール

時期	作業内容
4月～9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方創生の最新動向などの収集・発信（町の連携体制の強化）</li> <li>・統計情報などの更新状況・予定の把握</li> <li>・フォローアップ方針の検討</li> <li>・施策・事業の実施状況、町民意見などの収集・整理</li> </ul>
10月～3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フォローアップ結果の検討</li> <li>・施策の見直し、翌年度予算への反映</li> <li>・フォローアップ結果の公表</li> <li>・総合戦略の見直し（必要に応じて）</li> </ul>

<PDCA サイクル>

- Plan-Do-Check-Action の略称。
- Plan（計画）、Do（実施）、Check（評価）、Action（改善）の4つの視点をプロセスの中に取り込むことで、プロセスを不断のサイクルとし、継続的な改善を推進するマネジメント手法のこと。
- Plan-Do として効果的な地方版総合戦略の策定・実施、Check として地方版総合戦略の成果の客観的な検証、Action として検証結果を踏まえた施策の見直しや地方版総合戦略の改訂を行うことが求められる。

出所：「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について（通知）」（平成26年12月27日閣副第979号、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局地方創生総括官・内閣府地方創生推進室長）